

盛岡市市有財産媒介契約 対象土地情報

【令和6年4月1日時点】

～市有財産の媒介とは？～

盛岡市は、媒介により買受者と媒介対象土地の売買契約を締結し、買受者から売買代金の納入があった場合は、媒介報酬を媒介業者に支払います。

《媒介契約対象土地一覧》

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	売買価格 (円)	備考
61	盛岡市渋民字渋民 46 番	宅地	833.87	14,400,000	近隣商業地域、 第一種住居地域

※ 物件の詳細については、『盛岡市のホームページ』を御参照ください。

[盛岡市のホームページ] → [事業者の皆さんへ] → [市有地の売却情報] → [市有地売却情報]

⇒ https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/shiyuchi_baikyaku/shiyuchi/1008682.html

(媒介報酬の額)

区 分	割 合
5,000万円以下の金額に対して	1,000分の30
5,000万円を超え10億円以下の金額に対して	1,000分の25
10億円を超える金額に対して	1,000分の20

※ 例: 売買価格が7億円の場合の報酬額

$(5,000 \text{ 万円} \times 30 / 1,000) + (6 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} \times 25 / 1,000) = 1,775 \text{ 万円}$

※ 手続等の詳細につきましては、盛岡市総務部管財課又は各加盟協会へお問い合わせください。

盛岡市 総務部 管財課 財産係
TEL : 019-613-8340
e-mail : kanzai@city.morioka.iwate.jp